



## 公 示 送 達 書

上税第220号  
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



|                                                                      |                 |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 送達を受けるべき者                                                            | 中嶋 崇人           |
| 送達する書類                                                               | 督促状 1通          |
|                                                                      | 令和8年度国民健康保険税第2期 |
|                                                                      |                 |
|                                                                      |                 |
| (注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。 |                 |



# 公 示 送 達 書

上税第220号  
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



|                                                                      |                 |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 送達を受けるべき者                                                            | ANGGA PRASETIA  |
| 送達する書類                                                               | 督促状 1 通         |
|                                                                      | 令和8年度国民健康保険税第2期 |
|                                                                      |                 |
|                                                                      |                 |
| (注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。 |                 |



# 公 示 送 達 書

上税第220号  
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



|           |        |
|-----------|--------|
| 送達を受けるべき者 | 伊良波 良太 |
|-----------|--------|

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 送達する書類 | 督促状 1通          |
|        | 令和8年度国民健康保険税第2期 |
|        |                 |
|        |                 |

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



# 公 示 送 達 書

上税第220号  
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



|                                                                      |                 |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 送達を受けるべき者                                                            | 鄭 可愛            |
| 送達する書類                                                               | 督促状 1通          |
|                                                                      | 令和8年度国民健康保険税第2期 |
|                                                                      |                 |
|                                                                      |                 |
| (注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。 |                 |



公 示 送 達 書

上税第220号  
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



|                                                                      |                 |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 送達を受けるべき者                                                            | 寺島 貴宏           |
| 送達する書類                                                               | 督促状 1 通         |
|                                                                      | 令和8年度国民健康保険税第2期 |
|                                                                      |                 |
|                                                                      |                 |
| (注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。 |                 |



# 公 示 送 達 書

上税第220号  
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 送達を受けるべき者 | ZHANG LINLIN    |
| 送達する書類    | 督促状 1通          |
|           | 令和8年度国民健康保険税第2期 |
|           |                 |
|           |                 |

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



# 公 示 送 達 書

上税第220号  
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

KEM RANIT

送達する書類

督促状 1通

令和8年度国民健康保険税第2期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



# 公 示 送 達 書

上税第220号  
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

村上 陽祐

送達する書類

督促状 1通

令和8年度国民健康保険税第2期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。